

定期監査指摘事項

監査対象機関名	秘書課
監査実施年月日	令和3年10月8日(金)
監査の結果	措置の状況
<p>新型コロナウイルス感染症対策における緊急雇用創出事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策における緊急雇用創出事業として会計年度任用職員の募集を行っているが、募集に関する決裁が人事財政課長の専決となっていた。職員の採用に関することは事務決裁規程第14条第1号の「職員の進退及び身分に関すること。」に該当するので村長の決裁をとるべきではないか。 ・会計年度任用職員の採用についての課長までの簡易決裁文書に、採用する必要性が明記されていなかった。 ・会計年度任用職員を2名採用しているが、その2名について、採用条件である「新型コロナウイルス感染症の影響による内定の取消しや離職を余儀なくされた」ことを確認する根拠書類が無かった。また、採用する期間の根拠、雇用条件が不明確であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員の募集に関する決裁については、村長の決裁をとります。 ・会計年度任用職員の採用を行う際は、採用する必要性を明記します。 ・会計年度任用職員の採用に関し、必要となる根拠書類については、確実に収集します。また期間を限定する場合等は、その理由を明確にします。

定期監査指摘事項

監査対象機関名	住民課
監査実施年月日	令和3年11月11日(木)
監査の結果	措置の状況
<p>千早赤阪村子育て応援特別給付金の支給について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策として特別定額給付金の支給対象外となる新生児の親に現金10万円の給付を住民課で実施したが、この給付金事務を住民課で行うことを事務分掌規則に規定したものがなく、また、事務決裁規程においても住民課長の専決できる範囲に含まれていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、事務分掌規則及び事務決裁規定に沿った事務を行います。

監査対象機関名	観光産業振興課	
監査実施年月日	令和3年12月10日(金)、17日(金)	
	監査の結果	措置の状況
	<p>消費喚起特別商品券事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策として消費喚起特別商品券を発行し、転入者及び出生者への商品券配布通知及び村内業者への補助金交付決定通知の郵送のために資金前渡において切手を購入している。11月10日に79,400円の資金前渡を受け、11月13日に10,000円、1月12日に16,830円を支出し、精算を3月23日に行い、52,570円を返還しているが、財務規則第42条の規定によると資金交付の目的完了後10日以内に、精算しなければならないことになっており、精算処理が適正に行われていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、財務規則に基づき適切に精算処理いたします。